

国立民族学博物館国際研修博物館学コース運営委員会規則

平成17年3月8日
規則第49号

(設置)

第1条 国立民族学博物館（以下「本館」という。）に、独立行政法人国際協力機構からの委託事業として実施する国際研修である博物館学に関する研修コース（以下「博物館学コース」という。）の運営に関する重要事項を審議するため、国際研修博物館学コース運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(実施)

第2条 博物館学コースは、国内関連機関の協力を得て実施するものとする。

(審議事項)

第3条 委員会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 博物館学コースの運営の基本方針に関する事項
- (2) 博物館学コースの事業計画に関する事項
- (3) 博物館学コースの実施の策定に関する事項
- (4) その他博物館学コースに関する事項

(組織)

第4条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 館長が指名する研究教育職員
- (2) 館長が委嘱する国内関連機関の職員

2 委員会に、博物館学コースの円滑な実施を図るため必要があるときは、業務に関し識見を有する者（本館職員を除く。）を専門委員として置き、館長が委嘱する。

(任期)

第5条 前条第1項第2号及び第3号に掲げる委員並びに前条第2項に掲げる専門委員の任期は、1年とし、再任は妨げない。ただし、補欠の委員及び専門委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項に定める任期の途中で、新たに委嘱する委員及び専門委員の任期の終期は、前条第1項第2号及び第3号に掲げる委員と同一とする。

(委員長)

第6条 委員会に委員長を置き、第4条第1項第1号及び第2号に掲げるもののうち、館長が指名する者をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

(副委員長)

第7条 委員会に副委員長を置く。

- 2 副委員長は、委員長が指名する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(議事)

第8条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、議事を開くことができない。

- 2 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(専門部会の設置)

第9条 委員会に、必要に応じて専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会は、委員長が指名する委員で構成する。
- 3 専門部会長は、委員長が指名する。
- 4 専門部会に関する事項については、別に定める。

(意見の聴取)

第10条 委員会が必要と認めるときは、必要に応じて委員及び専門委員以外の者に出席を求め、意見を聴取することができる。

(庶務)

第11条 委員会の庶務は、研究協力課において処理する。

附 則

この規則は、平成17年3月8日から施行する。

附 則

この規則は、平成24年7月24日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年7月22日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成26年12月22日から施行する。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。